

闘争積立金返還訴訟 完全勝利！！ 「返還する理由はない」原告の請求を棄却！

6月13日13時15分より、東京地裁526号法廷において闘争資金返還請求訴訟の判決公判が開かれ、70名の貨物労連組合員が結集しました。

公判終了後、弁護士会館にて報告集会が開かれ、冒頭、相澤委員長より「原告の請求をいずれも棄却とする判決が出されたことにより、FL労組の完全勝利となりました。」との勝利報告がありました。



FL労組の原田委員長は「勝ちました！FL労組として、この9か月の闘いは本当に長かった。判決の直後、旧FLユニオンの中には判決によっては立場を変えろと言う人もいたので全力で取り組んでいく。この間の皆さんの物心両面による支援・連帯に心から感謝したい。」と勝利の喜びを述べました。

裁判勝利に向けご尽力いただいた渡辺弁護士からは「今日は全面勝訴である。司法の反動化が言われている中、このような判決が出たという事実を皆さんで確認し、一緒にこの喜びを分かち合いたい。」という報告がありました。

今裁判闘争は私たちの完全勝利となりましたが、貨物労連各単組には熾烈な攻撃がかけられています。この裁判闘争を通じて克ち取った組織力を基に攻撃をはね返し、自信と確信をもって更なる組織強化に邁進しよう！



各単組による支援・連帯の取組み ありがとうございました！！